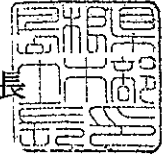


河 第 9 2 0 号  
平成30年 3月28日

(一社) 島根県建設業協会長 様

島根県土木部長  
(河川課)



内水面漁業と河川工事等との調整に関する取扱要領について (送付)

本県の土木建築行政の推進につきましては、平素から格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、このことについては、設計図書に基づき関係漁業協同組合と調整をいただいているところですが、昨年8月及び本年2月に行われた本県と貴協会との意見交換会において、内水面漁業協同組合との工事着手前の協議に関するご意見をいただいたことから、引き続き円滑な手続きを進めていくため、本県において定めている「内水面漁業と河川工事等との調整に関する取扱要領」(平成23年3月31日付け通知)を送付いたしますので、よろしくお取り計らいください。

また、貴協会員に対しても周知いただきますようお願いいたします。

## 内水面漁業と河川工事等との調整に関する取扱要領

### (目的)

第1条 この要領は、漁業権が設定されている河川（その上流部支川を含む。）において、河川工事等に起因して発生する流水の汚濁等により漁業に影響を及ぼす恐れのある場合、事前に当該漁業権を有する漁業協同組合（以下「組合」という。）と協議を行い、必要に応じて汚濁防止に関する措置を講ずること等により、流水の汚濁の防止又は軽減を図るとともに河川工事等の円滑な推進を図ることを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 河川工事等とは、島根県農林水産部及び土木部が施行する工事のうち河川法（昭和39年法律第167号）に規定する河川区域内で行う工事、砂防法（明治30年法律第29号）第2条に規定する土地内で行う工事、その他特に、漁業に影響を及ぼす恐れがあり、隠岐支庁県土整備局長、県土整備事務所長、浜田河川総合開発事務所長及び高規格道路事務所長（以下「所長」という。）が必要であると認める工事をいう。

二 漁業協同組合とは、水産業共同組合法（昭和23年法律第242号）第64条の規定により認可された漁業共同組合であって、漁業法（昭和24年法律第267号。以下この号において「法」という。）第8条第3項に規定する内水面において法第6条第5項第1号及び第5号に規定する漁業に係る法第10条の免許を受けた漁業協同組合をいう。

三 監督員とは、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第70条の規定により、契約担当者から監督員を命ぜられた総括監督員、主任監督員及び監督員の総称をいう。

### (汚濁防止に関する措置)

第3条 河川工事等の施行により、流水を汚濁し、漁業に影響を及ぼす恐れのある場合は、汚濁を防止し、又は軽減するために必要な施設（以下「汚濁防止施設」という。）を設置するものとする。

2 汚濁防止施設の設置にあたっては、施行場所の地形、地質、流量、工事規模、施工法を勘案し、別表に示す工法を参考に適切な工法を決定のうえ工事設計書に計上するものとする。

### (発注前協議)

第4条 所長は、当該年度に施行する工事のうち河川工事等に関し、原則として年度当初に、次の各号に掲げる事項について当該組合の長（以下「組合長」という。）と協議（以下「発注前協議」という。）を行うものとする。

なお、協議が整ったのちには、承諾書を取り交すものとする。

- 一 工事の概要
- 二 工事の施行時期
- 三 汚濁防止施設の要否と、必要な場合はその概要
- 四 第6条に示す工事内容確認の要否

2 所長は、前項の協議に含め難い工事（早期着手工事、年度中途において決定された工事等）については、その都度、適切な時期に前項に準じた協議を行うものとする。

（追加協議）

第5条 所長は、発注前協議において承諾された内容に変更が生じ、組合長と協議の必要があると認めた場合には、速やかに追加協議を行なうものとする。

（工事内容確認）

第6条 所長は、発注前協議において着工前に工事内容の確認を要することとされた場合、次の各号に掲げる事項を特記仕様書に記載し、当該工事請負者に（以下「請負者」という。）その内容を着実に履行させるものとする。

- 一 請負者は、工事着手前に組合長と別記様式-1により工事内容の確認を行わなければならない。
- 二 請負者は、前号において説明・現地確認を求められたときには、速やかにこれに応じなければならない。
- 三 請負者は、第1号又は、第2号の確認をしたときには、組合長より回答書を得なければならない。
- 四 請負者は、第1号又は、第2号の確認がなされたときには、その旨監督職員に報告しなければならない。
- 五 請負者は、第1号又は、第2号の確認が不調に終わったときには、その旨監督職員に報告し、指示を受けなければならない。
- 六 請負者は、工事が完了したときには、別記様式-2により工事完了届けを組合長に提出しなければならない。

(工事内容確認 依頼)  
様式-4

平成 年 月 日

川漁業協同組合  
代表理事組合長 様

工事請負者  
住 所  
氏 名

河川工事等の施工について(依頼)

平成 年 月 日付 整第 号で協議されました工事について下記のとおり施工しますのでご確認いただきますようお願いいたします。なお、平成 年 月 日までに回答いただきますようお願いいたします。  
(※依頼から1週間程度)

記

1. 河川名 級河川 水系
2. 工事名
3. 施工場所
4. 契約上の工期 平成 年 月 日から  
平成 年 月 日まで
5. 施工上の工期 平成 年 月 日から  
平成 年 月 日まで
6. 添付図書 (1)位置図  
(2)平面図  
(3)工程表  
(4)汚濁防止施設計画図  
(5)その他参考図

別記様式ー2

(工事完了届け)  
様式ー6

平成〇〇年 月 日

△△川漁業協同組合  
代表理事組合長 ▲▲ ▲ 様

工事請負者  
住 所  
氏 名

河川工事等の完了について(届け)

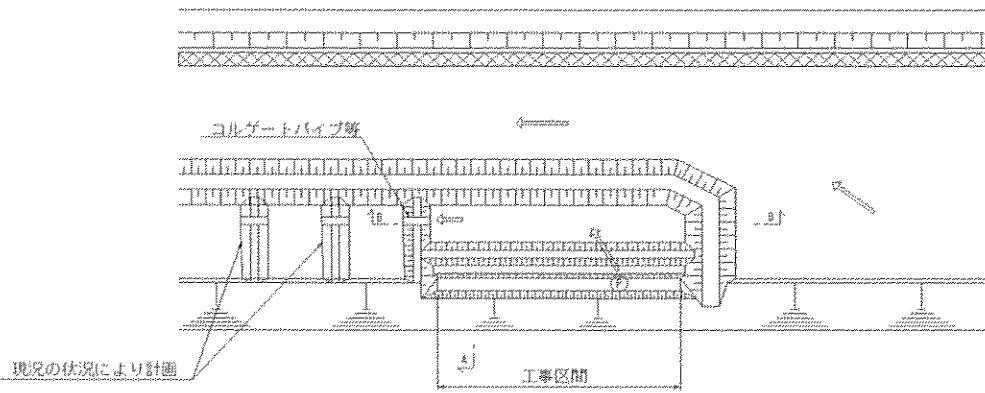
平成 年 月 日付〇整第 号で協議されました下記の工事について完了しましたので  
届け出ます。

記

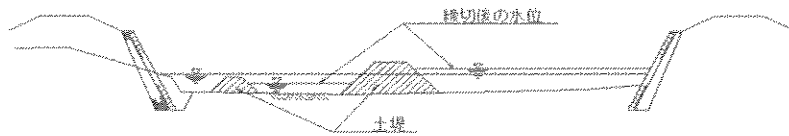
1. 河川名 級河川 水系
2. 工事名
3. 施工場所

1、瀬替工法(水深の大なる場合、河巾の大なる場合)

① 平面図



A - A

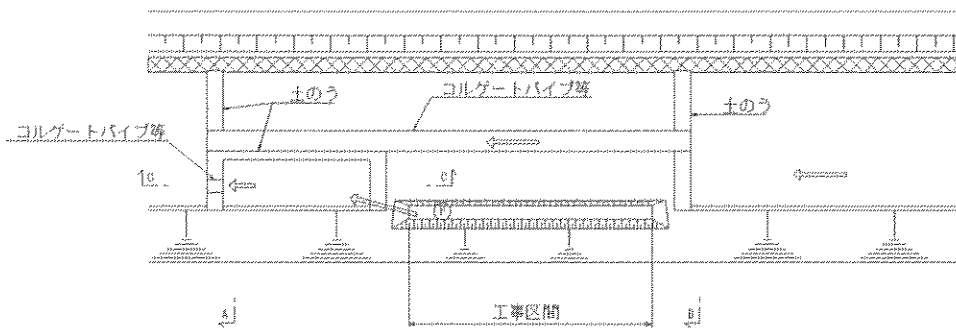


B - B

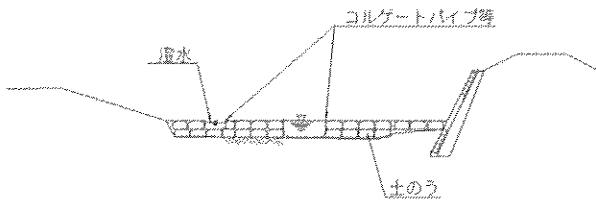


2、付替水路工法(河巾の小なる場合)

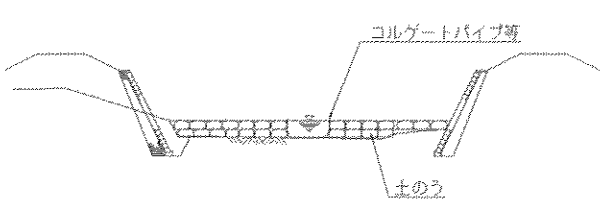
① 平面図



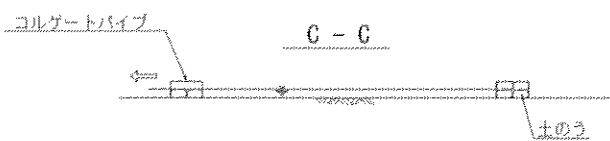
A - A

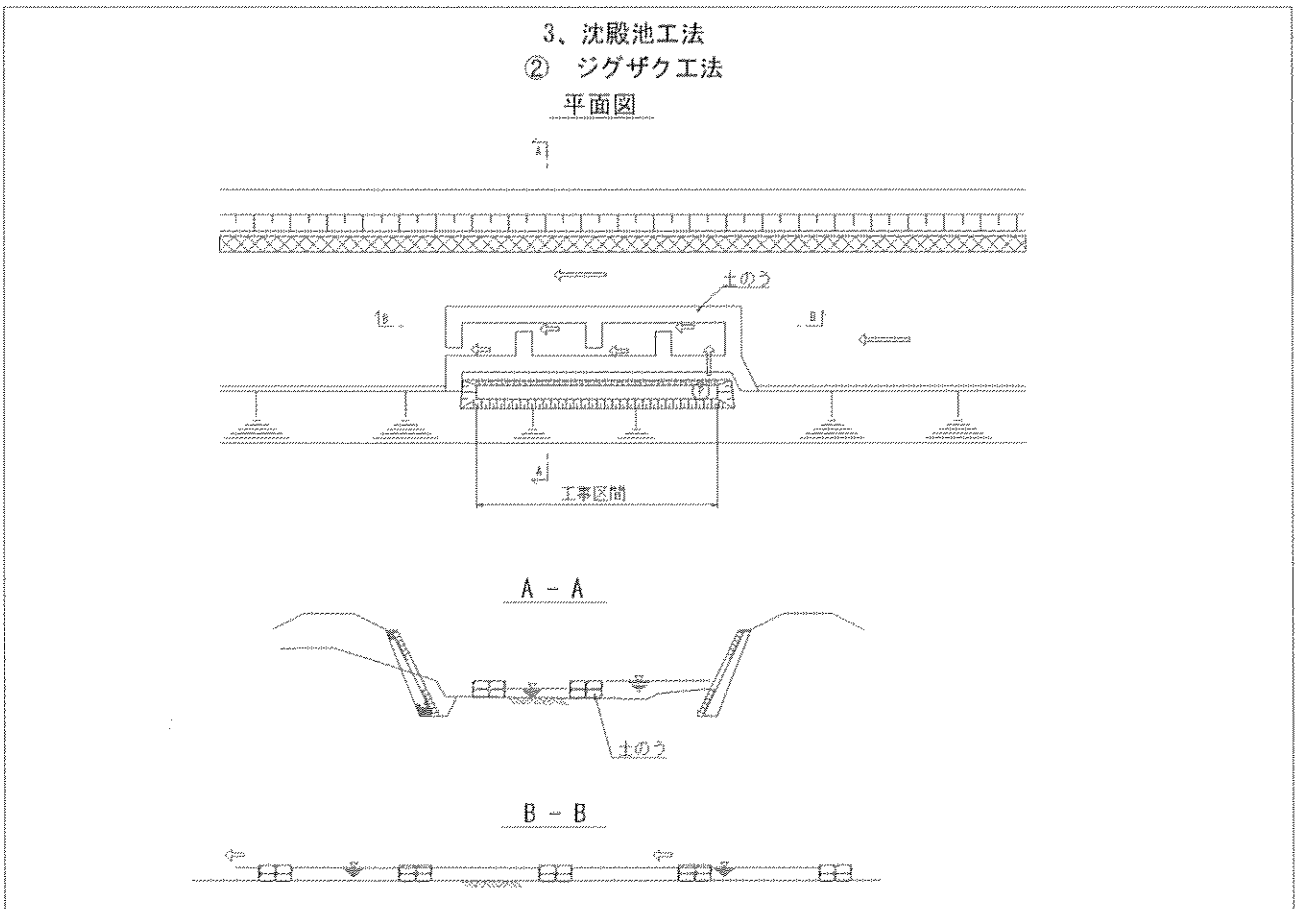
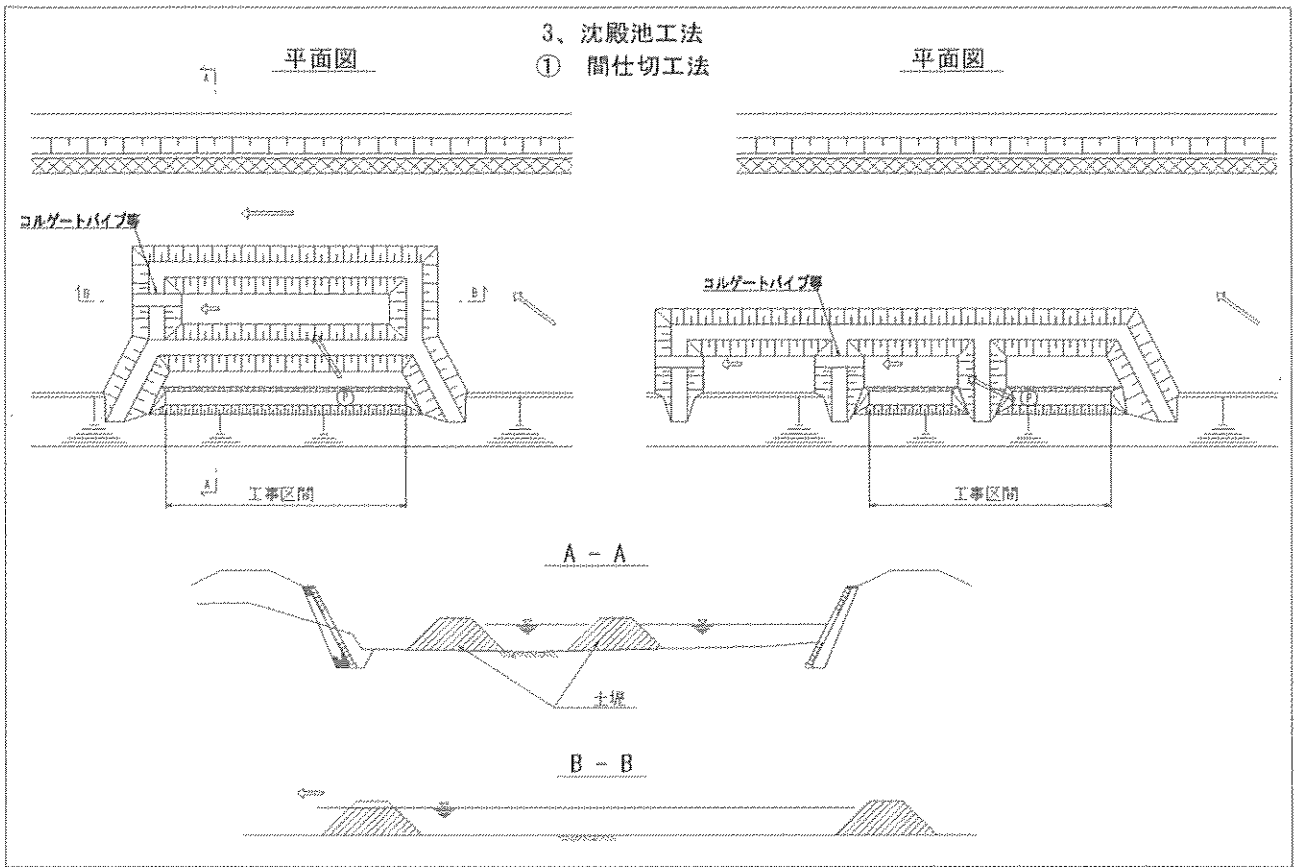


B - B



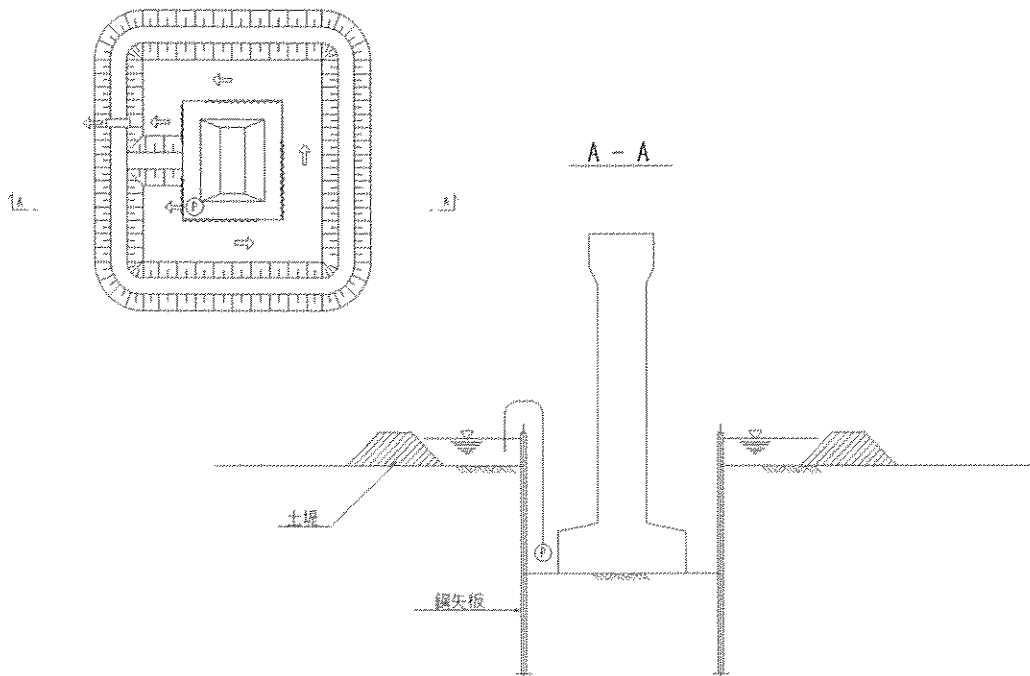
C - C





3、沈殿池工法  
③ 周遊工法(橋脚等)

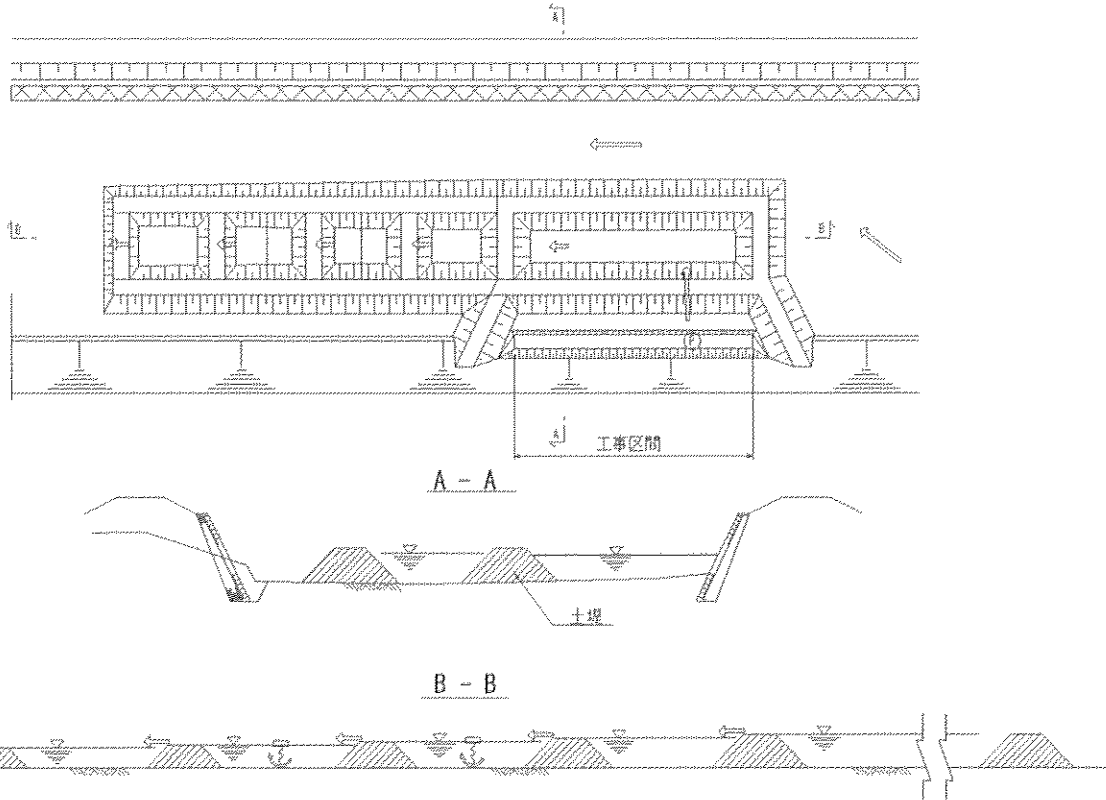
平面図



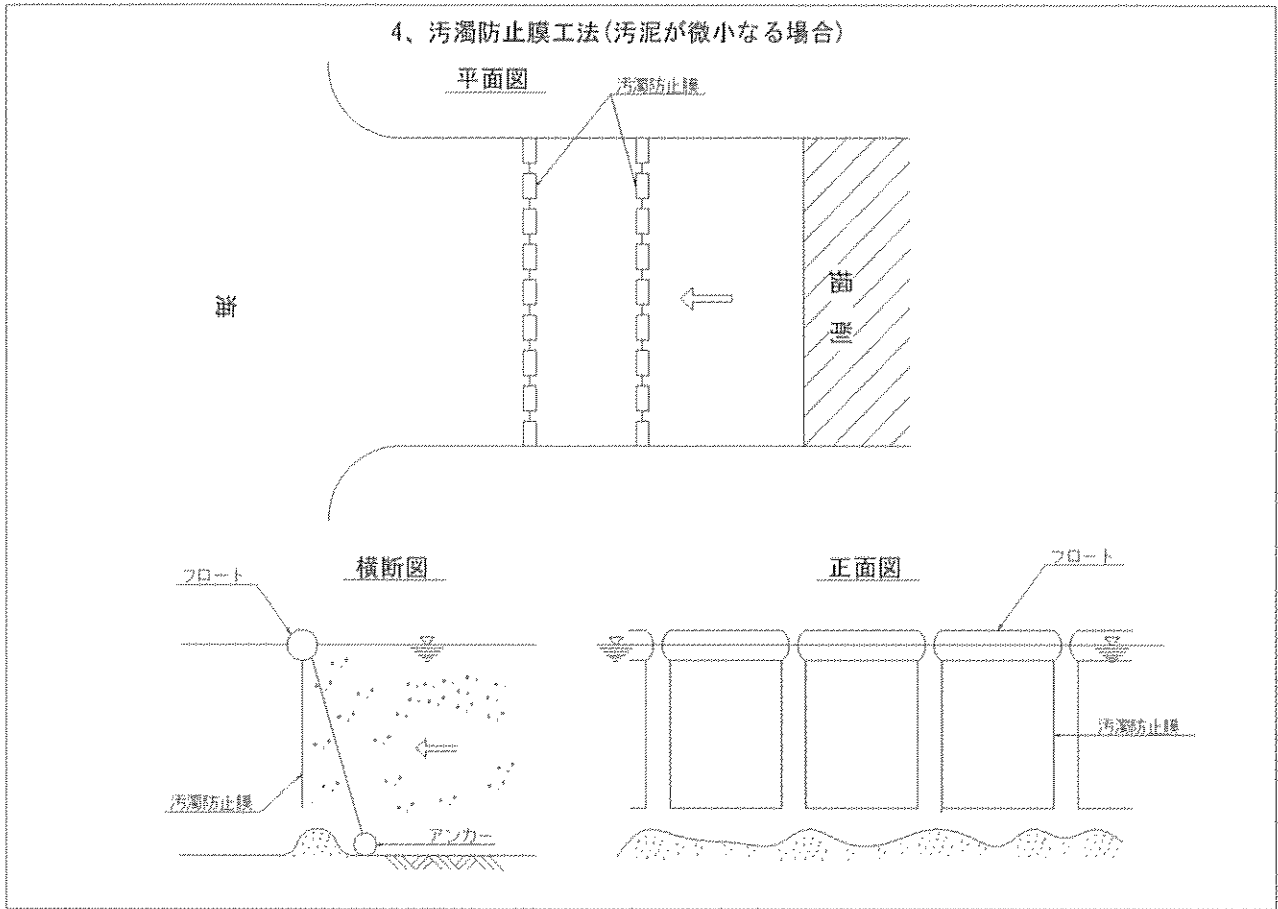
3、沈殿池工法

平面図

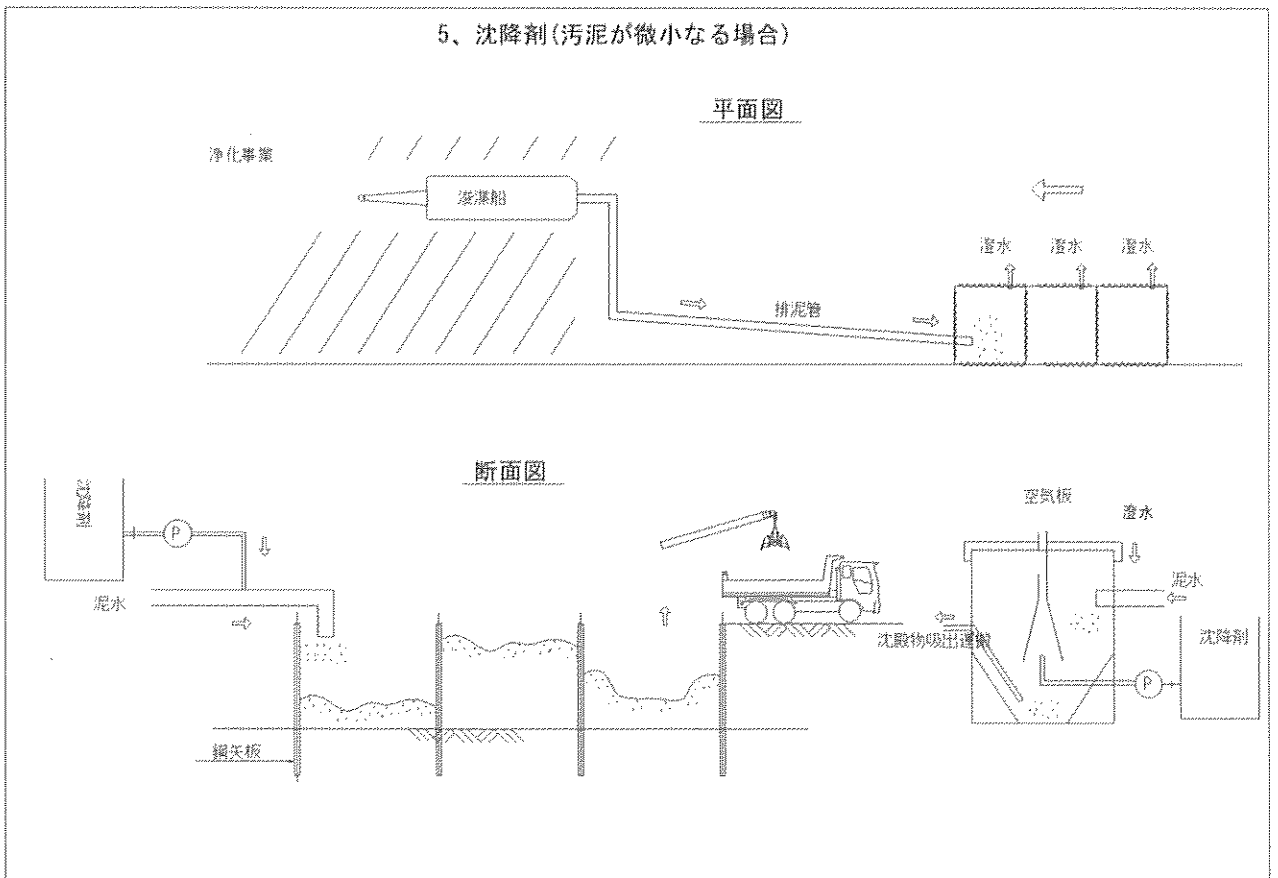
④ 浮遊工法 (汚泥の微小なる場合)



4、汚濁防止膜工法(汚泥が微小なる場合)



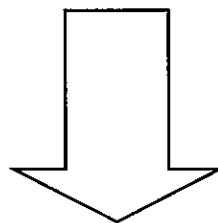
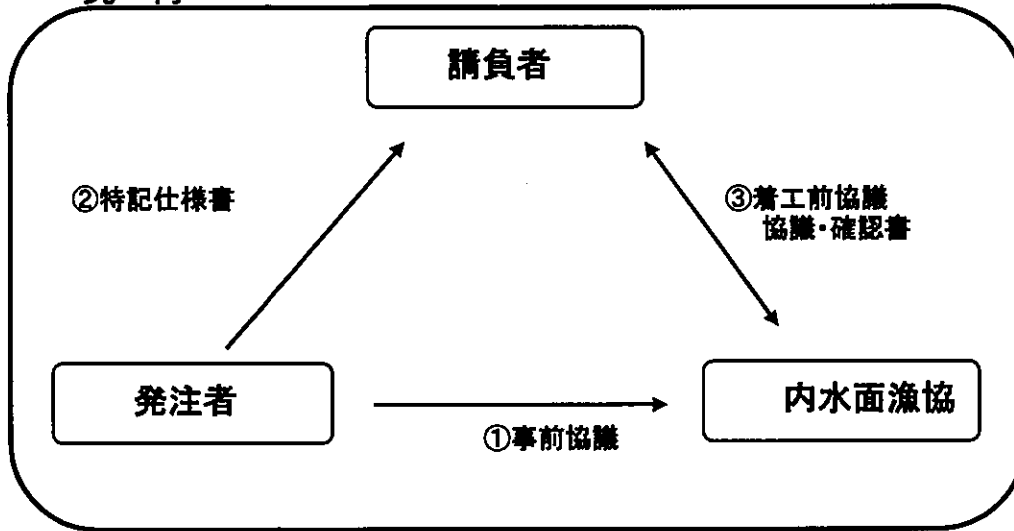
5、沈降剤(汚泥が微小なる場合)



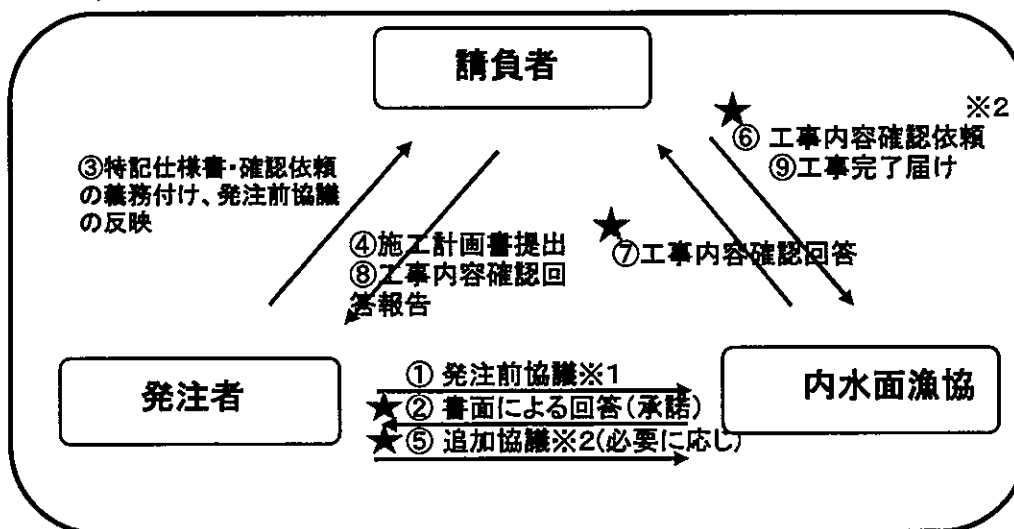
# 内水面漁業と河川工事等との調整に関する取扱要領の改訂について

## 概念図

### 現 行



### 改 正



#### 緑字: 取扱要領における変更点

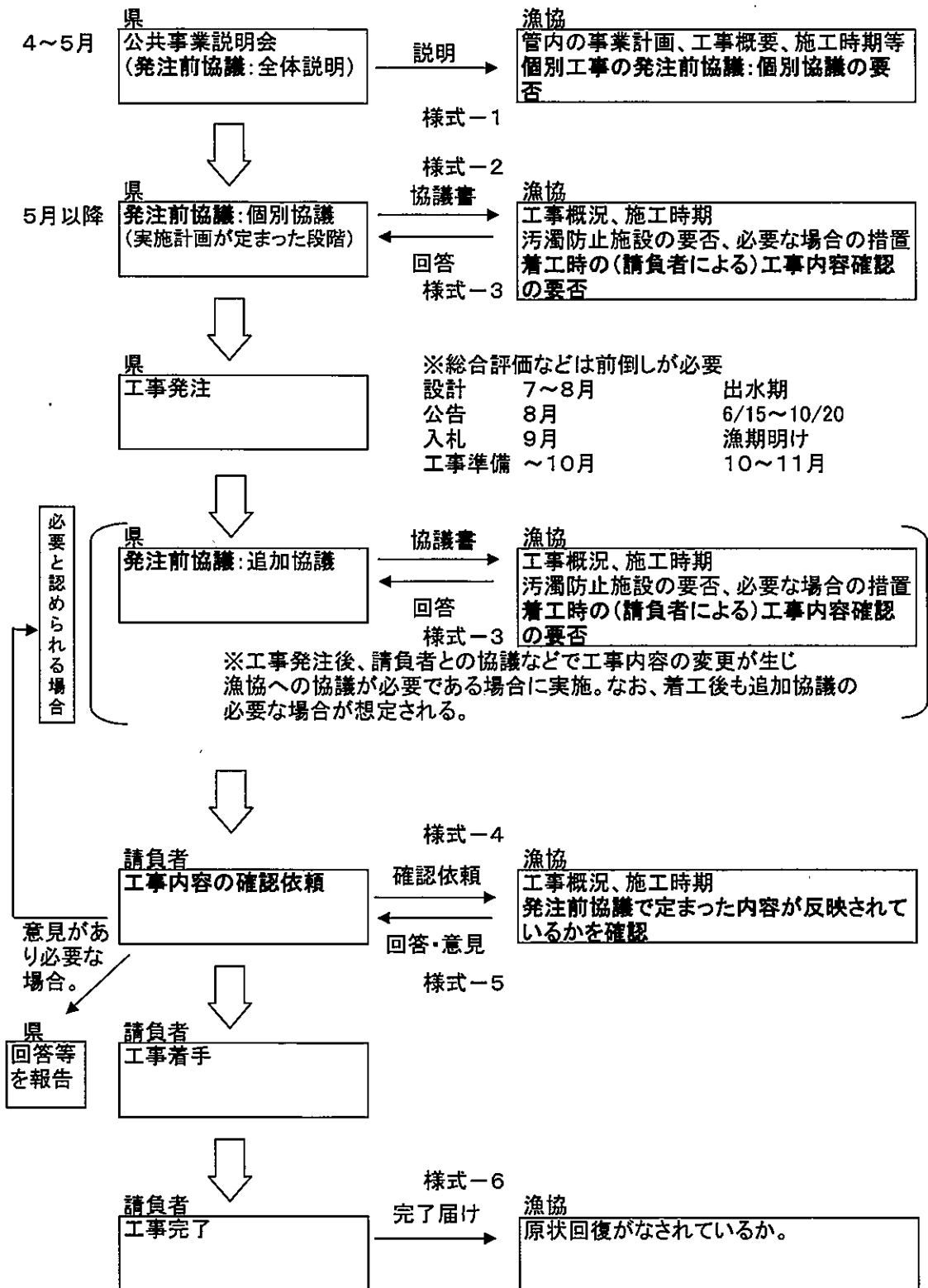
※1 発注前協議は状況に応じて段階的または複数回に分かれることが想定されます。

※2 漁協から意見のあった場合には、請負者は発注者に協議を行い、発注者は追加協議を行いません。

#### ※取扱要領の運用に当たっての留意事項

内水面漁業と河川工事等との適切な調整が図れ、漁協から発注者への同意書が得られれば、地域の実情に応じて手続きの簡略化は可。

# 新取扱要領における調整フロー



※取扱要領の運用に当たっての留意事項  
内水面漁業と河川工事等との適切な調整が図れ、漁協から発注者への同意書が得られれば、地域の実情に応じて手続きの簡略化は可。

## 参考 様式集

様式については取扱要領における別記様式以外は任意の様式で可。

(発注前協議:全体説明会用)  
様式-1

川漁業協同組合  
代表理事組合長 様



整第 号  
平成□□年 月 日

①

島根県○○県土整備事務所長

平成□□年度 △△川水系に係る公共事業説明会の開催について(依頼)

公共事業に関わる県行政の推進に当たりましては、平素から格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成□□年度に実施予定の公共事業について、平成23年3月31日付河第 号「内水面漁業と河川工事等との調整に関する取り扱い要領」第4条に基づき、下記のとおり連絡会議を開催しますので、御出席いただきますよう御案内いたします。

なお、出席者を別紙により 月 日までに連絡していただきますようお願いいたします。

#### 記

- 1、日 時 平成□□年□□月□□日(□)
- 2、場 所 ○○合同庁舎 5階 第 会議室
- 3、議 題  
平成□□年度△△川水系に係る事業概要について  
(発注前協議:全体説明)

(発注前協議:個別説明用)  
様式-2

○整第 号  
平成□□年 月 日  
①

△△川漁業協同組合  
代表理事組合長 ▲▲ ▲ 様



島根県○○県土整備事務所長

平成□□年度 △△川水系に係る内水面漁業と河川工事等との調整について(協議)

平素から、当事務所が施行する公共事業の推進に当たり、格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成□□年度に実施予定の公共事業につきましては、月 日の連絡会議(益整第号)において説明したところですが、個別事業の実施計画がまとまりましたので、平成23年3月31日付河第 号「内水面漁業と河川工事等との調整に関する取り扱い要領」第4条に基づき協議します。

### 記

1. 河川名 級河川 水系
2. 工事名
3. 施工場所
4. 予定工期 平成 年 月ごろから  
平成 年 月ごろまで
5. 添付図書 (1)位置図  
(2)平面図  
(3)汚濁防止施設計画図  
(4)その他参考図

#### お問い合わせ先

島根県○○県土整備事務所  
○○G  
主任 ○○ ○  
Tel  
Fax

(発注前協議:個別説明用)  
様式-3

番  
平成□□年 月 日  
②

島根県○○県土整備事務所長 様

△△川漁業協同組合  
代表理事組合長 ▲▲ ▲

平成□□年度△△川水系に係る内水面漁業と河川工事等との調整について(回答)

平成 年 月 日付○整第 号で協議のありました河川工事等との調整について、下記のとおり回答します。

記

1. 協議のあった河川工事等の実施に同意します。

以下記入例

- ただし、工事の発注に当たっては以下の事項に留意願います。
- ①汚濁防止施設の設計に当たっては、事前協議の内容を反映すること。
  - ②10月～11月にかけては特に汚濁に留意すること。
  - ③3月下旬から天然鮎の遡上が始まるので、濁水による下流への影響を極力なくすこと。

参考例

(工事内容確認 依頼)  
様式-4

平成□□年 月 日

△△川漁業協同組合  
代表理事組合長 ▲▲ ▲ 様

⑥

工事請負者  
住 所  
氏 名

河川工事等の施工について(依頼)

平成 年 月 日付○整第 号で協議されました工事について下記のとおり施工しますのでご確認いただきますようお願いいたします。なお、平成 年 月 日までに回答いただきますようお願いいたします。

記

1. 河川名 級河川 水系
2. 工事名
3. 施工場所
4. 契約上の工期 平成 年 月 日から  
平成 年 月 日まで
5. 施工上の工期 平成 年 月 日から  
平成 年 月 日まで
6. 添付図書 (1)位置図  
(2)平面図  
(3)工程表  
(4)汚濁防止施設計画図  
(5)その他参考図

注意！

請負者は、漁協から意見があるとして回答がなされた場合に速やかに発注者に報告、協議を行なうものとする。  
発注者は、請負者からの報告・協議を経て、必要に応じて追加協議を行なう。

別記書式-1

(工事内容確認 回答)  
様式-5

平成□□年 月 日

(請負者)

様

⑦

△△川漁業協同組合  
代表理事組合長 ▲▲ ▲

河川工事等の施工について(回答)

平成 年 月 日付で依頼のありました工事について下記のとおり回答いたします。

記

1. 河川名            級河川    水系
  2. 工事名
  3. 施工場所
  4. 回答内容
    - 1). 意見なし
    - 2). 意見あり
- 内 容

参考例

意見なし、意見ありのいずれかに○をつけ、意見ありの場合にはその内容を付してご回答ください。

注意！

請負者は、漁協から意見があるとして回答がなされた場合に速やかに発注者に報告、協議を行なうものとする。  
発注者は、請負者からの報告・協議を経て、必要に応じて追加協議を行なう。

(工事完了届け)  
様式-6

平成□□年 月 日

△△川漁業協同組合  
代表理事組合長 ▲▲ ▲ 様

⑨

工事請負者  
住 所  
氏 名

河川工事等の完了について(届け)

平成 年 月 日付○整第 号で協議されました下記の工事について完了しましたので  
届け出ます。

記

1. 河 川 名            級河川    水系
2. 工 事 名
3. 施工場所

別記書式-2